高浜発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料 (上流文書(設計及び工事計画)から保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

- 1. 基本設計方針他に記載された運用事項の整理
- 2. 保安規定への反映フォーマットの説明

1. 基本設計方針他に記載された運用事項の整理

(1) 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び添付説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。

(2) 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び添付資料をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

①運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び添付資料における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

Step1*1:基本設計方針については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式-8」*2にて逐条的に整理された基本設計方針のうち、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

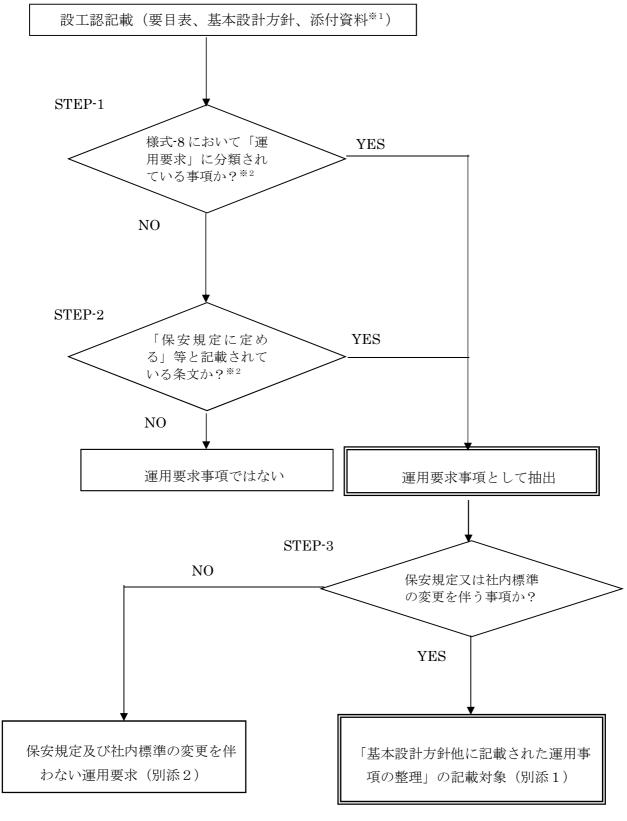
Step2*1: Step1 にて要求種別が「運用要求」以外と整理された基本設計方針条文、要目表及び添付資料において「保安規定に定める」等と記載され、かつ設計所管が運用で担保する事項であると判断した箇所の抽出を行う。

Step3 : 今回の変更(補正含む)申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更(補正含む)申請の前後で、保安規定または社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

- ※1 運用としての変更の有無に関わらず抽出
- ※2 様式-8:基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添 1 「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」及び別添 2 「保安規定及び 社内標準の変更を伴わない運用要求」にまとめた。



- ※1 設工認の申請方法 (号機寄せ) により、関連する他号炉の添付資料も含む。
- ※2 運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

図1 基本設計方針抽出フロー

2. 保安規定への反映フォーマットの説明

	項目	説明内容
基本設計方針		 ○「黒字」により、基本設計方針の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に反映すべき内容を明確にする。 ○「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。 ○「施設区分」にて設計及び工事計画変更認可申請書における施設区分を示す。
説明資料		 ○「黒字」により、説明資料の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に反映すべき内容を明確にする。 ○説明書番号/記載ページにて設計及び工事計画変更認可申請書(説明書)における説明書番号及び記載ページを示す。
原子炉施品	記載すべき内容	○「 <u>黒字(赤下線)</u> 」により、今回の保安規定変更認可申請に伴う保 安規定変更箇所を明確にする。
設保安	記載の考え方	○「保安規定(内容)」の補足説明を示す。
社内担	該当規定文書	○ 該当する社内規定文書(2次文書等)を記載する。
内規定文書	記載内容の概要	○ 社内標準における具体的記載案を示す。

_
)整理
打頂の
重田連
れたず
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」
金に調
十方針
本設計
: [推]
別添1

社内規定文書	記載内容の概要	本文を 大なないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な、 な
社内	該当規定文書	· 放射性磨棄物性 用 通
	記載の考え方	・ 1 も
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	(放射性固体廃棄物の管理) 第100条の2 各課(室) 長は、次に定める放射性固体廃棄 も課(室) 長は、次に定める放射性固体廃棄 を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1ま たは保管する。 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気 発生器等および原子が容器上部ふた敬音 は、原子炉保修課長が汚染の広がりを防止 する報告を講じた上で、放射線管理課長が 素気発生器保管庫に保管する。ただし、この うち3号がおよび4号炉の原子炉容器上 部みた等については、機械工事プループ課 長が、また、3号がおよび4号炉の成が かた取替えに伴い取り外した原子熔器上 部みた等については、機械に事プループ課 長が、主た、3号がおよび4号炉の成が りを防止する措置を講じた上で、放射線管 理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 さらに、1号炉および2号炉の減位 から防止する措置を講じた上で、放射線管 理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 さらに、1号炉および2号炉の減高 がらがからが止する措置を講じた上で、放射線管 理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 さらに、1号炉および2号炉の減電を が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、 放射線管理課長が蒸気発生器保管庫 に保管する。また、1号炉の原子が存 する。また、1号炉の原子が存 また、1号炉および2号炉の外間コンクリート は筋および2号炉の外間コンクリート は形式がりを防止する措置を講にたて が、汚染の広がりを防止する措置を講に する。 また、1号炉の原子が存 が、汚染の広がりを防止する措置を講に する。 に保管する。また、1号炉の素気発生器取替 さたらびに3号炉はが発生したコンクリ 一ト、鉄筋および2号が多が正確を またした。放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を にた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を とならびに3号炉は1、原子 がに上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を にた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を を にた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を を にた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を にた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を を にた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保 を を にた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保
説明資料	說明書記載	
	説明書番号 /記載ペッジ	
基本設計方針	基本設計方針	第2章 個別項目 1. 廃棄物処理設備、廃棄物貯蔵設備 (中略] (中略] (本)
F F	施設区分	東東 乗乗 海 海 海 海 海 海 海 海 の の の の の の の の の の の の の
T WEI F 60	様条式文	(Section 2) (Sec

い運用要求し
1HV
E PE
堙
~
7
1
#
46
更
変
0
製
眺
Ŕ
1
3
Ŋ Z
刊
見
11/4 ++-
环
2
٠.
$^{\circ}$
別添2:「保安規定及び社内標準の変更を伴わない
FII.

- 大人相定で書	記載内容の概要	及を を を を を を の の の の の の の の の の の の の
分 株	該当規定文書	が 対 が が が が が が が が が が が が が
原子炉施設保安規定	記載の考え方	・ 通に認可保めるが、
	記載すべき内容	第100条の2 (放射性固体廃棄物の管理) [中略] 5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物の放射能濃度が決合に成める限度を超えない場合であって、法令に成める限度を超えない場合であって、法令に成める限度を超えない場合であって、法令に成める限度を超えない場合であって、法令に成める原産を助止する構置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、連携中に移動、転倒または極落を防止する構置を講じること。 (3) 在特に産める危険物と混礁しよいこと。 (4) 在特定をの適当な簡所に法令に定める標識を付けること。 (5) 運搬産路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (5) 運搬を存行されること。 (6) 東南をの線量当量率が法令に定める標をが洗っていないこと、および容器等の表面汚染密度が洗っていないこと、および容器等の表面汚染密度が洗りに関し、相当の知識はよびないとを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める反域から運搬する場合は、表面消炎を度についての確認を省略できる。長が管理についての確認を省略できる。長が管理に対して、対射線管理課長は、第5項の流機でさる。長が音型区域内で第106条第1項(1)に定める反域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、第4項以外で、一時的に管理と核合をの。設定または解除に当た。有限でする。ただ、第400分の1を超えていないことを確認する。なお、当該とりを表示に戻める。はないとな確認する。なお、当該によるを表にてある。なは、当該を得てある。ないとかにめな命に定める。なは、当該による。ないによりが射線管理課長は、あるかにの法会を確認する。ないとが始終管理課長は、あるとのにでも、放射線管理課長は、あるとのにある。ないとも、放射線管理器を表にとを確認する。ないとが始後である。ないとが始後ではある。ないとな確認する。ないとが対射線管理課長は、あるかにのなも、放射線管理課長は、あるかにである。ないとかがながあれる。ないとかが強がある。ないとかがある。ないとないと、放射線管理課長は、あるかにめなからにならないと、放射線管理課長は、あるかにのなもに定める。ないとないとかがある。ないとかいと、放射線管理課長は、数点になるを確認することを確認する。ないとないとかが特別を関性を満足できることを確認する。ないとないとないとかが対象された。ないからかいと、放射線管理課長は、あるかにある。ないとないとかいとかがある。ないとかいとかならないとないとかいとないとないとかいとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとない
之	説明書記載	4.2 減容BP運搬用容器の構理区域 理区域 減容BP運搬用容器の構內運 減容BP運搬用容器の構內運 域の設定基準を満足するよう、 直浜発電所原子が直設保安域 定第105条の2(管理区域の設定 定第105条の2(管理区域の設定 定第105条の2(管理区域の設定 定第105条の2(管理区域の設定 定第200とおりであり、恒路の管理区域 区域と同様の管理である。 区域と同様の管理である。
//よ/ ・	説明書番号/21#4。	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
:「不久况た人で上で示すの久久で「下から、連九女子 基本部計5部	基本設計方針	第2章 個別項目 1. 廃棄物処理設備 1. 1 廃棄物処理設備 [中略] 2. 1 「中部] 2また、原子炉冷却材圧力パウンダリ内に 施設されたものから発生する高放射性 の固体状の放射性廃棄物である減空し たパーナブルボイズンは、避機能配を有 たパーナブルボイズンは、避機能を有 たパーナブルボイズンは、避機能を有 する減少し たパーナブルボイズンは、避機能を有 は、1・2号機共用)に収納し、一時的 な管理区域を設定し運搬する。
- 不久况	加斯公司	枚棄棄 以外物施 內性の設 密度
カリ 初ぶ ム	様 社	

社内規定文書 該当規定文書 記載の考え方 らかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 原子炉施設保安規定 [以下略] 說明資料 別添2:「保安規定及び社内標準の変更を伴わない運用要求」 説明書番号 /記載ページ 基本設計方針 基本設計方針 斯 区 分 様式 文文